

さくら通信6月号



2008年6月 No. 42

国税不服審判所

税務署長等が行った国税に係る更正・決定等の処分に不服がある場合の権利救済の手段として、国税不服審判所に対する審査請求制度がある。この制度については国税不服審判所が国税庁の附属機関ゆえに独立性・公正性に問題があるとの批判が従来行われてきた。

ところで、私どもの事務所は顧客の代理人として審査請求を行い、当方の主張を全面的に認めて貰った経験があるが、国税不服審判所はかなり民主的であったという実感がある。昨年7月からは、審判官に4名の税理士を採用するという大きな改革も行われている。納税者の権利救済を深める方向での国税通則法の改正案も検討されている。今後の税務行政の改革が期待される。
(竹内)

メタボ検診と医療費控除

今年4月から導入された、特定健康診査・特定保健指導。いわゆるメタボ検診について、国税庁は、確定申告での医療費控除の取扱いを公表しました。

それによると、特定保健指導を受けた者のうち、血圧測定、血中脂質検査、血糖検査の診断基準を満たす者が支払った当該指導料（自己負担額）は、医療費控除の対象となります。

また、特定健康診査のための費用は医療費に該当しませんが、検査の結果、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態と診断され、かつ、引き続き健診を行った医師の指示に基づき特定保健指導が行われた場合には、当該健診のための費用（自己負担額）も医療費控除の対象となります。

一方、運動の費用や食品の購入費用は、それが特定保健指導に基づいたものであっても医療費控除の対象とならないとされています。

この医療費控除を受けるためには、メタボ検診を行った実施機関により発行された領収書等を確定申告書に添付する必要があります。
(大寺)

算定基礎届けの提出

算定基礎届は社会保険加入者の保険金月額を決定する、年に一度の大切な届けです。各事業所に届出の用紙が送付されます。各事業場は、よくお目通し下さいまして、さくら社会保険労務士法人に御回送お願い致します。

記入し、御捺印を戴き、一括提出致します。

(データは5月18日までの分で印刷されています。)



4月

5月

6月

この期間に支払った報酬が対象となりますので、出勤簿や賃金台帳の整理を行い、当事務所までお知らせ頂くようお願い致します。
また、資格取得・喪失、月額変更届などが未届けの場合は、速やかにお知らせ下さい。

7月

➡ **算定基礎届の提出 (7月10日 (木) まで)**

9月

➡ 「標準報酬決定通知書」により、9月分(10月納付分)から、新しい標準報酬月額で保険料が計算されます。

※ 算定基礎届についてご質問のある方は、当事務所までご連絡下さい。

(大村)



表面も御覧下さい

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181